

国立大学法人京都大学教職員懲戒規程

平成16年4月1日
達示第86号制定

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第49条及び京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号)第9条の規定に基づき国立大学法人京都大学に勤務する教職員(以下「教職員」という。)の懲戒に関する事項を定めることを目的とする。

(懲戒の原則)

第2条 教職員の懲戒処分は、教員にあっては教育研究評議会(以下「評議会」という。)、職員にあっては人事審査委員会(以下「委員会」という。)の審査の結果によるものでなければならない。

- 2 懲戒処分は、同一の規律違反行為に対して、重ねて行うことはできない。
- 3 懲戒処分は、同じ種類、同じ程度の規律違反行為に対して、就業規則第48条各号に掲げる懲戒の種類、程度が異なることとする。
- 4 懲戒処分の量定は、規律違反行為の種類・程度その他の事情に照らして相当なものではない。

(懲戒の事由)

第3条 懲戒の事由は、別表のとおりとする。

(懲戒権者)

第4条 懲戒処分は、総長がこれを行う。

(審査申立て)

第5条 所属長は、所属する教職員に懲戒事由に該当するおそれのある事実が発生したときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、懲戒処分を行うのに十分な理由があると思料されたときは、総長に対して審査申立てを行うものとする。

- 2 総長は、所属長から審査申立てがあったときは、当該審査の対象が教員の場合にあっては評議会、職員の場合にあっては委員会(以下「評議会又は委員会」という。)に附議するものとする。
- 3 総長は、第1項による所属長からの審査申立てがなかった場合でも、処分の検討が必要と認めるときは、評議会又は委員会に附議できるものとする。

(審査の手續)

第6条 評議会又は委員会は、審査を行うに当たっては、その者に対し、審査の事由を記載した審査説明書を交付する。

- 2 評議会又は委員会は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後14日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述の機会を与える。
- 3 評議会又は委員会は、審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を聴取する。
- 4 前3項に規定するもののほか審査に関し必要な事項は、評議会又は委員会が定める。

(懲戒処分の量定)

第7条 評議会又は委員会は、次に掲げる事項を総合的に考慮のうえ懲戒処分の量定を決定

し、総長に上申するものとする。

- 一 規律違反行為の動機、態様及び結果
- 二 故意又は過失の程度
- 三 規律違反行為を行った教職員の職責及びその職責と規律違反行為との関係
- 四 他の教職員及び社会に与える影響
- 五 過去の規律違反行為の有無
- 六 日頃の勤務態度や規律違反行為後の対応

(懲戒処分書等の交付)

第8条 懲戒処分は、教職員に懲戒処分書及び処分説明書を交付して行わなければならない。

(懲戒処分の効力)

第9条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を教職員に交付したときに発生するものとする。

- 2 前項の文書の交付は、これを受けるべき教職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法(明治29年法律第89号)第98条第2項に定める方法によって公示し、懲戒処分の意思表示を行う。この場合には、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに懲戒処分の交付があったものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成16年3月31日以前に行った国家公務員法(昭和22年法律第120号)第82条に該当する行為に対しても適用する。
- 3 国家公務員法第82条の規定によりなされた懲戒処分の効力が、施行日以降においても及ぶ場合には、当該懲戒処分の種類及び程度を就業規則第48条に定める懲戒処分の区分とみなし、特に発令のない限り、従前の懲戒処分の種類及び程度の効力を維持するものとする。

附 則(平成18年達示第33号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

懲戒処分の事由

1. 一般服務関係

(1) 欠勤

正当な理由なく勤務を欠いたとき。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いたとき。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をしたとき。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、業務の運営に支障を生じさせたとき。

(5) 職場内秩序びん乱

暴言、暴行により職場の秩序を乱したとき。

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行ったとき。

(7) 重大な経歴詐称

重要な経歴を偽り、採用されたとき。

(8) 秩序・風紀びん乱

一 国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)の敷地及び施設内(以下「学内」という。)で喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしたとき。

二 大学の許可なく、学内で集会、掲示、その他これに準ずる行為をしたとき。

三 大学の許可なく、学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買等を行ったとき。

(9) 秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、業務の運営に重大な支障を生じさせたとき。

(10) セクシュアル・ハラスメント

一 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をしたとき。

二 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を行ったとき。

(11) 無届兼業

大学の許可なく、他の事業に雇用され又は事業を営むなどの行為を行ったとき。

(12) 信用失墜行為

大学の名誉又は信用を著しく傷つけたとき。

2. 業務上の取扱い関係

(1) 横領

大学の金品を横領したとき。

(2) 窃取

大学の金品を窃取したとき。

(3) 詐取

人を欺いて大学の金品を交付させたとき。

(4) 紛失

大学の金品を紛失したとき。

(5) 盗難

重大な過失により大学の金品が盗難に遭ったとき。

(6) 器物損壊

故意に職場において大学の設備、器物を損壊したとき。

(7) 出火・爆発

過失により職場において大学の設備、器物の出火、爆発を引き起こしたとき。

(8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に大学の規程に違反して諸給与を不正に支給したとき、及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給したとき。

(9) 大学の金員・備品等の処理不適正

自己保管中の大学の金員の流用等、大学の金員又は備品の不適正な処理をしたとき。

3．業務外非行関係

(1) 放火

放火をしたとき。

(2) 殺人

人を殺したとき。

(3) 傷害

人の身体を傷害したとき。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをしたとき。

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊したとき。

(6) 横領

自己の占有する他人の物(大学の金品を除く。)を横領したとき。

(7) 窃盗・強盗

一 他人の財物を窃取したとき。

二 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取したとき。

(8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させたとき。

(9) 賭博

賭博をしたとき。

(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

麻薬・覚せい剤等を所持又は使用したとき。

(11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をしたとき。

(12) 淫行

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をしたとき。

(13) 痴漢行為

公共の乗物等において痴漢行為をしたとき。

4．交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転での交通事故(人身事故を伴うもの)

一 酒酔い運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせたとき。

二 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせたとき。

(2) 飲酒運転以外での交通事故(人身事故を伴うもの)

人を死亡させ、又は傷害を負わせたとき。

(3) 交通法規違反関係

一 酒酔い運転をしたとき。

- 二 酒気帯び運転をしたとき。
- 三 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をしたとき。

5 . 倫理規程違反関係

- (1) 各種報告書を提出しなかったとき。
- (2) 虚偽の事項を記載した各種報告書を提出したとき。
- (3) 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けたとき。
- (4) 利害関係者から不動産の贈与を受けたとき。
- (5) 利害関係者から金銭の貸付けを受けたとき。
- (6) 利害関係者から無償で物品の貸付けを受けたとき。
- (7) 利害関係者から無償で不動産の貸付けを受けたとき。
- (8) 利害関係者から無償で役務の提供を受けたとき。
- (9) 利害関係者から未公開株式を譲り受けたとき。
- (10) 利害関係者から供応接待(飲食物の提供に限る。)を受けたとき。
- (11) 利害関係者から遊技又はゴルフの接待を受けたとき。
- (12) 利害関係者から海外旅行の接待を受けたとき。
- (13) 利害関係者から国内旅行の接待を受けたとき。
- (14) 利害関係者と共に遊技又はゴルフ(遊技又はゴルフの接待を受ける場合を除く。)をしたとき。
- (15) 利害関係者と共に旅行(旅行の接待を受ける場合を除く。)をしたとき。
- (16) 利害関係者をして、第三者に対して(3)から(15)までの違反行為欄に掲げる行為をさせたとき。
- (17) 利害関係者に該当しない事業者等から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けたとき。
- (18) 利害関係者につけ回しをしたとき。
- (19) 利害関係者に該当しない事業者等につけ回しをしたとき。
- (20) 他の教職員が倫理規程に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながらこれを受け取り、又は享受したとき。
- (21) 倫理規程違反の疑いのある事実について虚偽の申述をし、又は隠ぺいしたとき。
- (22) 自己負担又は第三者負担で利害関係者と共に自己の費用が1万円を超える飲食をする場合に、倫理監督者に届け出なかったとき又は虚偽の事項を倫理監督者に届けたとき。
- (23) 倫理監督者の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしたとき。

6 . 監督者責任関係

(1) 指導監督不適正

部下教職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていたとき。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下教職員の規律違反行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認したとき。

7．刑法違反関係

刑法犯

上記に掲げるもののほか、刑法犯に該当する行為をしたとき。

8．その他

上記に掲げるもののほか、大学の教職員としてふさわしくない行為をしたとき。